

平成 23 年 8 月 23 日

お客様各位

〒689-1112 鳥取市若葉台南 7 丁目 1-1
鳥取県産業技術センター内
株式会社沢田防災技研
代表取締役 沢田克也
TEL0857-37-8108 FAX0857-37-8120

『シャッターガードホルダー』が取り付け出来ない 形状のシャッターに関しまして

設置可能なシャッターにつきましては、これまで「店頭用取扱説明書」でご案内の通りです。

店頭用取扱説明書に記載していないもので、ごく一部ですが下記の図・写真のような形状をもつシャッターがございます。このような形状のシャッターには、シャッターガード本体は設置出来るものの、「ホルダー」をセットする事ができません。

但し、「ホルダー」をセットしないでお使いいただいた場合でも、約 6 割～7 割の防災効果はございます。どうしても「シャッターガード」をお使いになりたい場合、上記の事をご理解の上、本体のみでお使いいただく事も可能でございます。手動式軽量シャッターでは稀なスラットの形状ですが、ご注意くださいたくお願いを申し上げます。

【ホルダーが取り付け出来ない形状のシャッター】

■スラット断面形状

■シャッター屋外側

■シャッター屋内側 スラット形状



山が2つあり、「ホルダー」がセットできません。

シャッターガードは問題なく、スラットの間に入ります。

※既存する軽量シャッターでは稀なタイプの 20～30 年程前のシャッターです。

【ホルダーが取り付け可能なシャッターとの比較】

